

第5章 実施体制

1. 行政

空家等対策を市が効果的かつ効率的に実施するためには、空家等の調査・確認、特定空家等に対する立入調査又は措置などに不断に取り組むための体制を整備し、段階に応じた対策をすることが重要であることから、市は、空家等対策に係る内部部局の連携体制の整備を図るとともに、必要に応じて委員会等の組織の設置や外部団体との連携を推進する。

(1) 庁内関係部局による連携体制

空家等がもたらす問題は、防災、衛生、景観、交通など分野横断的で多岐にわたる。

特に、適切な管理がなされておらず周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等には迅速かつ的確な対応が求められる。そこで市においては、下表の庁内関係部局が連携して空家等対策に対応できる体制の構築を推進する。

【各部局の役割】

部	課	役割
危機管理部	危機管理課	災害時の防災に関すること
地域生活部	市民協働課	過疎地域の空き家の活用、移住定住の促進に関すること 地域住民、自治会との協働に関すること
	市民課	戸籍住民基本台帳に関すること
	生活安心課	近隣問題、法律相談、防犯に関すること
	環境課	空地等の管理問題、ごみの放置、悪臭、害虫に関すること
産業観光部	商工課	空き店舗・工場の流通、利活用に関すること
	農林課	新規就農に関すること
都市基盤部	都市政策課	土地利用、景観に関すること
	すぐやる課	道路・水路の管理、地域要望に関すること
	建築住宅課	空家等に関する総合窓口 建築物の維持保全・解体、中古住宅の購入に関すること
	水道課	水道の閉栓情報に関すること ※金谷地域については、大井上水道企業団と連携を図る
行政経営部	行政総務課	法務に関すること
	財政課	財政措置に関すること
	課税課	固定資産税に関すること
	農業委員会	農地付き空き家に関すること
静岡市消防局 (外部)	島田消防署	防火に関すること

(2)委員会の設置

市は、島田市空家等対策計画策定委員会を設置し、空家等対策計画（本計画）を作成した。計画策定後の計画の見直し、変更及び計画内容の実施に加え、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断や特定空家に対する措置について協議、検討を行う場として、新たに島田市空家等対策委員会を設置する。

(3)外部団体等との連携

市は、空家等対策を実施するにあたり、国、県、県内市町及び外部団体と連携して、空家等対策に関する情報の収集や課題の研究、相談会の開催、空家等の利活用の推進・発生の抑制等に取り組むものとする。

【具体的な取組】

- ①問題となっている空家等に関する情報の自治会への提供依頼
- ②静岡県空き家等対策市町連絡会議への参加
- ③全国空き家対策推進協議会への参加
- ④県と共催で空き家の無料相談会を開催
- ⑤川根地域の地元団体と連携し島田市空き家バンク制度を運用
- ⑥県や宅建協会等と連携して不動産バンクで市内にある空き家に関する情報を広く外部提供
- ⑦島田市シルバー人材センターと連携し空家等の管理委託に関するチラシを配布
- ⑧市内に営業所のある金融機関と連携し島田市中古住宅購入奨励金制度を運用

2. 専門家団体等

空家等の所有者等は、相続や権利関係に関すること、登記に関すること、土地の境界に関すること、建物の診断や建替えに関すること、不動産取引（売買・賃貸）に関すること等、様々な悩みを抱えている場合がある。

このため、市建築住宅課に所有者等に対する総合的な相談窓口を設け、相談内容に応じて、法務、建築、不動産等の専門家団体と連携した対応を図る。

また、セミナーの開催、空家等の調査等、様々な形での協力体制の構築を図る。

3. 地域住民

空家等の問題は、所有者個人の問題だけでなく、地域の問題として捉えることが重要であることから、地域主体の管理・利活用の取組など、空家等が放置されないよう、自治会をはじめとした地域住民と市の協力体制の構築を図る。